

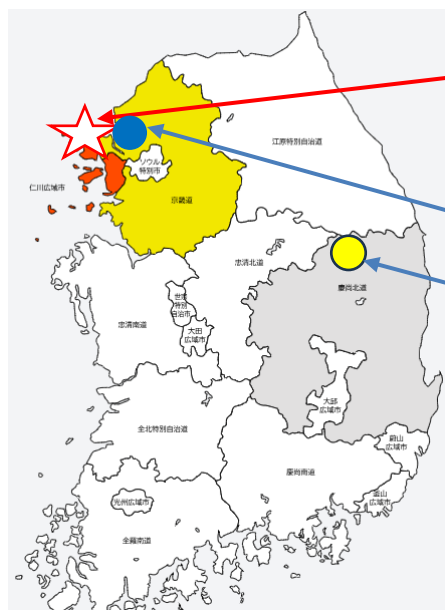
家畜衛生だより

R8-17 令和8年9月 発行

置賜家畜保健衛生所
置賜家畜衛生指導協会
〒999-2232 南陽市三間通 444-3
TEL 0238-43-3217
FAX 0238-43-5249

韓国で口蹄疫発生！

9月16日、韓国(仁川広域市)で口蹄疫が発生しました。
口蹄疫の国内侵入リスクは極めて高い状況ですので、
防疫対策の徹底をお願いします。



仁川広域市(2件)

2026年1月30日 牛:1件

2026年9月16日 牛:1件

京畿道(2件) 2026年2月20日～28日 牛:2件

慶尚北道(8件)

2026年7月3日 牛:5件、豚:1件

2026年9月2日 牛:2件

2026年9月17日時点 農林水産省動物衛生課

豚農家の皆様へ 発生予防の徹底をお願いします！

- ☐ 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- ☐ 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、持ち込む**物品や出入りする車両の消毒を徹底**しましょう。
- ☐ 畜舎の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、飼養管理で使用する**物品は定期的に消毒**しましょう。
- ☐ 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- ☐ **毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。



裏面も
チェック！



疑わしい症状は直ちに通報を！

発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～豚の症状～

写真：宮崎県提供



＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞

接種3日目



多数の水疱病変

接種4日目



水疱が破れた状態

写真：動物衛生研究部門提供

外国人従業員や技能実習生がいる農場の方々へ ～ 下記について周知願います ～

- 肉や肉製品を違法に日本国内に持ち込んだ場合、厳しい罰則があります。
- もし肉製品を持って日本の空港・港に到着した場合は、必ず動物検疫所に立ち寄って検査を受ける必要があります。
- 国内の食材店の商品で、海外から違法に持ち込まれた肉や肉製品であることが分かった場合は、購入してはいけません。

詳しく知りたい方はこちら（多言語リーフレット掲載）

- ① 「どうぶつ としょくぶつ の けんえき の おしらせ」（動植物検疫の制度）（15か国語）
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>
- ② 「らいにちするあなたへのおねがい」（動物検疫リーフレット）（14か国語）
<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#messages-to-you>
- ③ 「日本国内で外国食材を販売する事業者の方へ」（違法畜産物輸出禁止、立入検査の制度）
https://www.maff.go.jp/aqs/topix/for_foodstore.html
（日本語）https://www.maff.go.jp/aqs/topix/houkaisei_villa_jp.pdf
（中国語）https://www.maff.go.jp/aqs/topix/houkaisei_villa_cn.pdf
（ベトナム語）https://www.maff.go.jp/aqs/topix/houkaisei_villa_vn.pdf

家畜に異常があった場合は家畜保健衛生所に早期通報願います！！
0238－43－3217（夜間・休日もつながります！）